

忽那諸島アーティスト・イン・レジデンス実施業務委託 仕様書

1. 件名 忽那諸島アーティスト・イン・レジデンス実施業務委託

2. 概要及び目的

アーティストが忽那諸島の中島に一定期間滞在し、島の文化や環境などに触れながら姫ヶ浜ビーチ沿いにある納涼台1台（別紙1-1及び1-2）のアート化（制作活動）や地域住民等との交流事業を行い、忽那諸島の新たな魅力の創出や地域の活性化を図ることを目的とする。

3. 履行場所及び履行期間

履行場所：市長が指示する場所

履行期間：契約締結日から令和9年2月28日まで

4. 業務委託内容

(1) 履行期間のうち14日以上60日以内の期間、中島に滞在し、姫ヶ浜ビーチ沿いにある納涼台1台を用いたアート作品を制作することとし、忽那諸島（中島）の新たな魅力の創出につながる納涼台のアート化したイメージ図を提案すること。

なお、滞在期間のうち30日間までは委託者が用意した宿泊施設（ほしふるテラス姫ヶ浜）に滞在し、その間の宿泊費用（食費を除く）は委託者が負担するものとする。以降は受託者において宿泊施設を確保し、宿泊費用も受託者の負担とする。

(2) 履行期間中に少なくとも1回以上、ワークショップ等の地域交流事業を中島において実施することとし、地域の活性化につながるワークショップ等の交流事業案を提案すること。なお、実施する日時や開催場所については事前に委託者に相談し、承認を得る。

(3) 業務終了後、1か月以内に事業実績報告書を作成し、正本1部とデータ一式を委託者に提出する。

5. 成果物

受託者は、次の成果物を委託者に提出すること。また、業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合、受託者は速やかに委託者が必要と認める措置を講じるものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(1) 納涼台を用いたアート作品

(2) 事業実績報告書（活動記録・活動実績）：印刷物1部および電子データ一式

(3) 活動の記録（作品制作や地域交流等、活動の様子がわかる写真や映像）：複数

(4) 業務完了報告書（松山市指定様式）：1部

6. 契約に関する条件等

(1) 一括再委託の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合において、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 成果物の利用及び著作権

①受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに松山市に譲渡するものとする。

②松山市は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作人人格権を主張しないものとする。

③受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に対して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

松山市は本業務(再委託した場合を含む。)の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に松山市に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務(再委託した場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)を順守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(6) 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ松山市と協議のうえ、承認を得ること。

7. その他留意事項について

- (1) 受託者は業務において生じた受託者の責めに帰する事故に対しての責任を負い、損害を賠償するとともに、損害賠償の請求があった場合は受託者が一切を処理するものとする。
- (2) 健康保険・傷害保険・旅行保険等は受託者において加入する。委託者は保険加入等に関する責任を負わない。
- (3) 納涼台1台を用いたアート作品の制作は、教養講座や趣味活動等の成果発表となるようなものであってはならない。
- (4) 納涼台は瀬戸内海国立公園内に位置し、周辺は瀬戸内海やビーチが広がり、民家や宿泊施設が建ち並ぶ地域にあることを配慮した事業実施とすること。
- (5) 納涼台1台を用いたアート作品の制作は、自然公園法等の各種法令を遵守しなければならないため、提案内容を一部修正する必要性が生じる場合がある。